

1 告示等の記載例

告示等に以下事項を記載すること。

- 1 本工事は、「週休2日設定工事」の対象工事である。
- 2 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとし、実施については、「小樽市週休2日設定工事要領」によるものとする。

2 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下事項を記載すること。

○ 週休2日設定工事の実施について

- 1 本工事は、「週休2日設定工事」の対象工事である。
- 2 週休2日とは、対象期間において、土・日曜日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。
対象期間は、工事着手日（準備工後、主たる工事のために現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（主たる工事のために現場に継続的に常駐した最後の日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
- 3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても現場閉所日に含めるものとする。（現場事務所での事務作業も閉所とは見なされない。）
- 4 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
 ≪現場閉所率の算定方法≫

$$K(\%) = A / (B - C)$$
 ※K：現場閉所率（%）
 A：現場閉所日数（ただし夏季休暇3日間、年末年始6日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者側からの対象外の期間分を除く。）
 B：週休2日確認対象期間日数（工事着手日（準備工後、主たる工事のために現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（主たる工事のために現場に継続的に常駐した最後の日）までの期間）
 C：Bのうち、夏季休暇3日間、年末年始6日間など現場閉所日数除外期間と重複する日数等
- 5 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- 6 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - (1) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日等取得実績調書（計画行に作業日・休工日を記したものを）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - (2) 受注者は、実施結果を関係書類（休日等取得実績調書のほか、工事月報、日報、出勤簿、作

業日誌、安全日誌等)により発注者へ報告する。

7 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。

8 週休2日による施工を実施した工事は、現場閉所の達成状況を確認後、土木・漁港工事においては、4週8休に満たない場合は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じていた補正を減額する設計変更を行う。

また、営繕工事においては、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、労務費に乗じていた補正を減額する設計変更を行う。

なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

(1) 補正方法

①土木工事

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を経費等に乗じ、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は経費等を減額補正し、請負代金額を変更する。

②営繕工事

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費に乗じ、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は労務費を減額補正し、請負代金額を変更する。

③漁港工事

当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を経費等に乗じ、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は経費等を減額補正し、請負代金額を変更する。

9 週休2日設定工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

10 その他の事項については、小樽市週休2日設定工事要領によるものとする。